

日本国特許庁(JPO)と米国特許商標庁(USPTO)との間の特許審査ハイウェイに関する日本国特許庁への申請手続(仮訳)

第一部

米国特許商標庁の国内出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイ

出願人は、米国出願を基礎とした日米間の特許審査ハイウェイ(以下、「PPH」という)に基づいて、以下の申請要件を満たす日本国特許庁への出願(以下、「当該出願」という)につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで早期審査を申請することができます。

PPHを申請する場合には、出願人は、日本国特許庁に「早期審査・審理ガイドライン」¹に示される手順に基づいて申請書「早期審査に関する事情説明書」を提出してください。このPPHプログラムの下では、「早期審査に関する事情説明書」における「2. 先行技術の開示及び対比説明」の記載を省略することができます。

1. 申請要件

(a) PPH を申請する日本出願および対応する米国出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一である。

例えば、当該出願(PCT出願の国内移行出願も含む)が、

(Case I) 米国出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権を主張している出願である(別紙1の図A、B、C及びD参照)、又は、

(Case II) 米国出願に対する正当なパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願である(別紙1の図E、F及びG参照)、又は、

(Case III) 米国出願(PCT出願の国内移行出願も含む)と同一の優先権基礎出願を有する出願である(別紙1の図H、I、J、K及びL参照)、又は、

(Case IV) 優先権主張を伴わないPCT出願の国内移行出願であって、当該日本出願および対応する米国出願が同一のPCT出願の国内移行出願であること(別紙1の図M参照)。

(b)対応する米国出願が存在し、その最新のオフィス・アクションにおいて、すでに特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。

米国特許商標庁から通知される以下の請求項は特許可能と示されたものと認められます。

(i) 「Notice of Allowance and Fees Due」に記載された「Notice of Allowability」の「The allowed claim(s) is/are ___」に明示される請求項

(ii) 「Non-Final Rejection」又は「Final Rejection」に記載された「Office Action Summary」

¹ http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/pdf/v3souki/guideline.pdf

「早期審査に関する事情説明書」については31-33ページを参照してください。

の「Claim(s) ___ is/are allowed.」に明示される請求項

(iii) 「Non-Final Rejection」又は「Final Rejection」に記載された「Office Action Summary」の「Claim(s) ___ is/are objected to.」に明示され、かつ、「Allowable Subject Matter」の欄に、拒絶されているクレームに従属しているという不備があるが、その点を除いては特許可能である旨記載されている請求項²(記入例もご参照ください)。

(c) PPH に基づく審査を申請する当該出願のすべての請求項が、対応する米国出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が米国出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が米国出願の請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」するとみなされます。

例えば、米国出願の請求項において、明細書(明細書及び／又は請求項)に裏付けられている特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

米国特許商標庁で特許可能と判断された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、米国特許商標庁における請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、日本国特許庁において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

(d) 当該出願に関し日本国特許庁において、PPH 申請時に審査の着手がされていないこと。

2. 提出書類

次の(a)～(d)の書類を「早期審査に関する事情説明書」に添付して提出する必要があります。なお、場合によっては提出を省略できる書類もありますが、その場合にも、提出を省略する書類名を「早期審査に関する事情説明書」中に記載する必要がありますのでご注意ください(詳細は記入例をご参照ください)。

(a) 対応する米国出願に対して米国特許商標庁から出されたすべてのオフィス・アクション³の写し

² 拒絶(rejected)されているクレームについては、現在クレームに含まれていないがある特徴を適切に含めるようにすれば特許可能であろうといった示唆が拒絶理由通知の中で審査官からなされていた場合でも、特許可能と示されたとは認められませんのでご注意ください。

³ 米国特許庁の審査官から通知されるオフィス・アクションには、例えば‘Non-Final Rejection’, ‘Final Rejection’, ‘Notice of Allowance and Fees Due’, ‘Quayle’があります。

なお、米国特許商標庁のオフィス・アクションがPAIR(Patent Application Information Retrieval)⁴から入手可能である場合には、オフィス・アクションの写しの提出を省略し、書類名を記載するだけとすることができます。

オフィス・アクションの翻訳文の提出は原則不要です。

ただし、「Claim(s) ___ is/are objected to.」に明示された請求項が、当該出願の請求項と十分に対応している場合には、不備がある点を除いては特許可能である旨が記載されている「Allowable Subject matter」の箇所の翻訳を提出してください。

(b) 対応する米国出願の特許可能と判断されたすべての請求項の写し

オフィス・アクションと同様に PAIR(Patent Application Information Retrieval)から入手可能な場合、特許請求の範囲の提出を省略することができます。

翻訳文の提出は不要です。

(c) 米国特許商標庁の審査官が引用した引用文献の写し

具体的には「Reason for Allowance」「Detailed Action」内に記載された引用文献が対象となります。引用文献が特許文献であれば、通常、日本国特許庁が有しているため提出を省略できます。ただし、日本国特許庁が有していない特許文献の場合には、審査官の求めに応じてこれらの書類を提出する必要があります。また、非特許文献は、提出を省略できません。引用文献の翻訳文は提出不要です。

(d) 請求項対応表

当該出願のすべての請求項と対応する米国出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表を提出してください。

請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、上記1. (c)に記載の観点から、そのような差異があっても十分に対応していることを説明してください(記入例をご参照ください。)

なお、上記(a)～(d)の書類について、同時又はすでになされた他の手続きにおいて日本国特許庁に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

上記条件1、2を満たさない場合には、「2. 先行技術の開示及び対比説明」の省略が認められないため、早期審査の対象案件とは認められません。その場合には、日本国特許庁から理由を付して出願人(代理人)に連絡いたします。

⁴ <http://portal.uspto.gov/external/portal/pair/>

3. PPHプログラムに基づく早期審査を申請する場合の「早期審査に関する事情説明書」の記載要領

(1) 事情

出願人は、当該出願が1. (a)のいずれかに該当する出願であり、PPH プログラムに基づき早期審査を申請する旨、記載しなければなりません。また、対応する米国出願の出願番号も記載する必要があります。

当該出願または対応する米国出願が派生出願である場合(例えば、特許可能と示された米国出願が、当該出願の優先権主張の基礎となる米国出願の分割出願である場合)は、その基礎となる出願の出願番号も記載して下さい。

(2) 提出書類

上記2. に示すすべての提出すべき書類を特定できる形で書類毎に項目分けして記載してください。提出の省略が可能な書類についても記載してください。

(3) 注意事項

「早期審査に関する事情説明書」の様式は、オンライン手続と書面手続とで異なります。記入の際には各記入様式を参考にしてください(オンライン手続の場合は早期審査様式1、書面手続の場合は早期審査様式2となります)。

オンライン手続の場合の記入例

【書類名】 早期審査に関する事情説明書
【提出日】 平成00年00月00日
【あて先】 特許庁長官殿

【事件の表示】
【出願番号】 特願 0000-000000

【提出者】
【識別番号】 000000000
【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目
【氏名又は名称】 〇〇〇〇〇

【代理人】
【識別番号】 000000000
【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目
【氏名又は名称】 〇〇 〇〇

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

本出願と米国特許商標庁への対応出願(出願番号00/000000)は、共に、英国知的財産庁への一つの出願(出願番号00/000000)に対してパリ条約に基づく優先権を有効に主張する出願であり、特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行う。

以下において、「引用非特許文献1」とは、「村岡洋一著、「コンピュータサイエンス大学講座(第11巻) コンピュータ・アーキテクチャ」、第2版、株式会社近代科学者、1985年11月、p. 123 - 127」である。

(提出を省略する物件)

- (物件名) **年**月**日付の対応米国出願に対するファースト・オフィス・アクションの写し
- (物件名) **年**月**日付の対応米国出願に対する特許許可通知の写し
- (物件名) 対応米国出願の特許公報である米国特許第000000号公報
- (物件名) 対応米国出願に対して引用された米国特許第000000号公報
- (物件名) 対応米国出願に対して引用された日本国特許第000000号公報

提出を省略する物件を全て記載してください。

【提出物件の目録】

- 【物件名】 米国出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面 1
- 【物件名】 引用非特許文献1 1

添付する物件を記載してください。

文献名が長い場合(50文字以上の場合)、【物件名】の欄には直接記入ができませんので、【早期審査に関する事情説明】の「1. 事情」の中に文献名を記載し、【物件名】には適当な名前をつけて記載してください。

【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

実際に添付する書類のイメージを添付又はテキストを記入してください。

【添付物件】

【物件名】 米国出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面

【内容】

本出願の請求項	米国で特許可能とされた請求項	対応関係に関するコメント
1	1	両クレームは同一である。
2	2	〃
3	1	両クレームは、記載形式を除き同一である。
4	2	〃
5	1	請求項5は、対応する米国出願の請求項1にAという技術的特徴を付加したものである。

【物件名】 引用非特許文献1

【内容】

【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

当該書類の写しを添付してください。

オフィス・アクションの「Allowable Subject Matter」の翻訳を提出する場合

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

…(中略)…

以下において、「オフィス・アクション1」とは、「**年**月**日付の米国におけるファースト・オフィス・アクションの「Allowable Subject Matter」の翻訳」である。

【提出物件の目録】

【物件名】 オフィス・アクション1 1

：
：

【添付物件】

【物件名】 オフィス・アクション1

【内容】

特許可能な主題

請求項3は、拒絶されている基礎クレームに従属しているという不備があるが、基礎クレームと中間のクレームの全ての限定を含むように独立形式で書き直せば特許可能であろう。

オンライン手続の場合の注意点

- (1) 【添付物件】の【内容】は、テキスト又はイメージの添付に対応しておりますが、罫線には対応しておりません。対応表はイメージまたは罫線なしのテキストのみにより記入してください。
- (2) 【提出物件の目録】と【添付物件】の【物件名】には同じ名前をつけてください。
- (3) 【物件名】は、50文字以内としてください。物件名の途中でスペースは使えません。スペースを記入する必要がある場合には、物件名は例えば「提出物件1」などとして、正確な提出物件名は「1. 事情」の欄に記入ください。
- (4) 日本国特許庁に提出されている書類を援用することにより提出を省略するときは、【提出物件の目録】の【物件名】の欄に当該書類名を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、援用される事件の表示(特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日)を記載してください。援用する物件に限っては、【添付物件】に【物件名】や【内容】を記載しないでください。(システムエラーとなります。)

書面で手続をされた場合には、審査着手までの期間が比較的長くなる場合が多いことにご留意願います。

第二部

米国特許商標庁のPCT国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイ

出願人は、PCT 国際段階成果物を利用した日米間の特許審査ハイウェイ(以下、「PCT-PPH」という)試行プログラムに基づき、以下の申請要件を満たす日本国特許庁への出願について、書類の提出を含む所定手続を行うことで早期審査を申請することができます。

このPCT-PPH試行プログラムに基づいて早期審査の利用を申請する場合には、通常の早期審査の申請と同様に「早期審査・審理ガイドライン」⁵に示される手順に基づいて「早期審査に関する事情説明書」を提出してください。

このPCT-PPH試行プログラムの下では、「早期審査に関する事情説明書」における「2. 先行技術の開示及び対比説明」の記載を省略することができます。

PCT-PPH 試行プログラムの試行期間は2012年1月29日に始まり2年間継続した後、2014年1月28日に終了します。

米国特許商標庁及び日本国特許庁が PCT-PPH の実行性を評価するために十分な申請件数を受け付けるまで、必要に応じて、試行期間を延長することがあります。

PCT-PPH の申請件数が管理可能な水準を超えた場合や、その他の理由により、早期に PCT-PPH 試行プログラムを終了することがあります。PCT-PPH 試行プログラムが2014年1月28日より前に終了する場合は、その旨が公表されます。

1. 申請要件

PCT-PPH の申請がなされた日本国特許庁への出願(以下、「当該出願」という)が、下記(1)~(4)の要件を満たす必要があります。

(1) 当該出願に対応する国際出願(以下、「対応する国際出願」という)の国際段階における成果物、すなわち国際調査機関が作成した見解書(WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書(WO/IPEA)及び国際予備審査報告(IPER)のうち、最新に発行されたもの(以下、「最新国際成果物」)において特許性(新規性・進歩性・産業上利用可能性のいずれも)「有り」と示された請求項が少なくとも1つ存在すること。

ただし、上記 WO/ISA、WO/IPEA、IPER は米国特許商標庁が国際調査機関(ISA)、国際予備審査機関(IPEA)として作成したものに限り、優先権主張の基礎となる出願はいずれの庁に出願されたものであっても構いません。別紙2図 A' を参照してく

⁵ http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/pdf/v3souki/guideline.pdf

「早期審査に関する事情説明書」については31-33ページを参照してください。

ださい(ZZ は任意の国内出願)。

国際調査報告(ISR)のみに基づいて PCT-PPH を申請することはできません。

PCT-PPH 申請の基礎となる最新国際成果物の第 VIII 欄に何らかの意見が記載されている場合、第 VIII 欄に記載された意見を是正する補正の如何にかかわらず、出願人は特許性について釈明(特許可能な請求項を特定し説明)しなければなりません。出願人が特許性について何ら釈明をしない場合、その出願は PCT-PPH 試行プログラムへの参加が認められません。なお、釈明が妥当であるか否か、第 VIII 欄に記載された意見を是正する補正がなされたか否かは PCT-PPH への参加が認められるか否かの判断に影響しません。

(2) 当該出願と「対応する国際出願」は下記(A)～(E)のいずれかの関係を満たすこと。

(A) 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。(別紙2図 A, A', A' 参照)

(B) 当該出願は「対応する国際出願」のパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている。(別紙2図 B 参照)

(C) 当該出願は「対応する国際出願」をパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。(別紙2図 C 参照)

(D) 当該出願は「対応する国際出願」を国内優先権主張又はパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国内出願である。(別紙2図 D 参照)

(E) 当該出願は上記(A)～(D)のいずれかを満たす出願の派生出願(分割出願、国内優先権を主張する出願等)である。(別紙2図 E1, E2 参照)

(3) PCT-PPH に基づく審査を申請する当該出願のすべての請求項が、米国特許商標庁が ISA 又は IPEA として特許可能と判断した一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が最新国際成果物で特許性有りと示された請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」とみなされます。

例えば、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項において、当該出願の明細書(明細書及び／又は請求項)に裏付けられている特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

最新国際成果物で特許性有りと示された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は十分対応しているともものとみなされません。例えば、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項が製品を製造する方法に関するもののみ

であり、日本国特許庁において、対応する方法に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているものとみなされません。

(4) 当該出願に関して日本国特許庁において審査の着手がされていないこと。

2. 提出書類

出願人は PCT-PPH に基づく早期申請を行う際、申請様式に添付して下記(1)～(4)の書類を提出する必要があります。

ただし、場合によっては提出を省略できる場合があります。その場合にも、提出を省略する書類名を「早期審査に関する事情説明書」中に記載する必要がありますのでご注意ください(詳細は記入例をご参照ください)。

(1) 特許性有りと判断が記載された、最新国際成果物の写し

当該出願が上記1.(2)(A)の要件を満たす場合、当該出願の包袋情報の一部として特許性に関する国際予備報告(IPRP)の写しが含まれるため、出願人はその提出を省略することができます。さらに、“PATENTSCOPE(登録商標)”⁶で当該最新国際成果物の写しが取得可能である場合、日本国特許庁から要求されない限り、出願人はその提出を省略することができます。

(通常、WO/ISA は”IPRP Chapter I”として、また IPER は”IPRP Chapter II”として優先日から 30 月で利用可能となります)

(2) 対応する国際出願の最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の写し

特許性有りと示された請求項が“PATENTSCOPE(登録商標)”により取得可能(例:当該出願の国際公開パンフレットが発行済み)である場合、日本国特許庁から要求されない限り、出願人はその提出を省略することができます。

(3) 最新国際成果物で引用された文献の写し

引用文献が特許文献であれば、提出を省略できます。ただし、日本国特許庁が当該文献を入手できない場合には、出願人は当該文献の提出を求められる場合があります。また、非特許文献は、提出を省略することができません。引用文献の翻訳文は提出不要です。

(4) 当該出願の全ての請求項と、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項とが十分に対応していることを示す請求項対応表

請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異

⁶ <http://www.wipo.int/pctdb/en/index.jsp>

以上の違いがある場合には、上記1.(3)に記載の観点から、そのような差異があっても十分に対応していることを説明してください(記入例をご参照ください。)

なお、上記(1)～(4)の書類が、同時又はすでになされた他の手続において日本国特許庁に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより、当該書類の添付を省略することができます。

3. PCT-PPH試行プログラムを利用する場合の「早期審査に関する事情説明書」の記載要領

(1) 事情

本出願と対応する国際出願との関係が、1.(2)の(A)～(E)のいずれかに該当することを説明し、特許審査ハイウェイによる早期審査の申請を行う旨、記載しなければなりません。また、対応する国際出願の出願番号も記載してください。

また、PCT-PPH申請の基礎とする最新国際成果物の第VIII欄に何らかの意見が記載されている場合には、特許性についての釈明を行ってください。

(2) 提出書類

上記2. に示すすべての提出すべき書類を特定できる形で書類毎に項目分けして記載してください。提出の省略が可能な書類についても記載してください。

(3) 注意事項

「早期審査に関する事情説明書」の様式は、オンライン手続と書面手続とで異なります。記入の際には各記入様式を参考にしてください(オンライン手続の場合は早期審査様式1、書面手続の場合は早期審査様式2となります)。

オンライン手続の場合の記入例

【書類名】	早期審査に関する事情説明書	} 書誌事項
【提出日】	平成00年00月00日	
【あて先】	特許庁長官殿	
【事件の表示】		
【出願番号】	特願 0000-000000	
【提出者】		
【識別番号】	000000000	
【住所又は居所】	〇〇県〇〇市〇丁目	
【氏名又は名称】	〇〇〇〇〇	
【代理人】		
【識別番号】	000000000	
【住所又は居所】	〇〇県〇〇市〇丁目	
【氏名又は名称】	〇〇 〇〇	

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情
 本出願は国際出願(出願番号 PCT/US0000/000000)の国内移行出願であり、特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行うものである。
 当該国際出願について国際調査機関としての米国特許商標庁が作成した見解書において、特許請求の範囲に対し特許可能との判断が明示されている。

添付を省略する物件を記載してください。

(提出を省略する物件)
 (物件名)**年**月**日付の対応国際出願に対する WO/ISA の写し
 (物件名)対応国際出願の国際公開公報である国際公開第0000/000000号
 (物件名)対応国際出願に対して引用された米国特許第000000号公報
 (物件名)対応国際出願に対して引用された日本国特許第000000号公報

以下において、「引用非特許文献1」とは、「村岡洋一著、「コンピュータサイエンス大学講座(第11巻)コンピュータ・アーキテクチャ」、第2版、株式会社近代科学者、1985年11月、p. 123 - 127」である。

【提出物件の目録】
 【物件名】 国際出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面 1
 【物件名】 引用非特許文献1 1

実際に添付する物件を記載してください。

文献名が長い場合(50文字以上の場合)、【物件名】の欄には直接記入ができませんので、【早期審査に関する事情説明】の「1. 事情」の中に文献名を記載し、【物件名】には適当な名前をつけて記載してください。

【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

実際に添付する書類のイメージを添付又はテキストを記入してください。

【添付物件】

【物件名】 国際出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面

【内容】

本出願の請求項	国際段階で特許可能とされた請求項	対応関係に関するコメント
1	1	両クレームは同一である。
2	2	〃
3	1	両クレームは、記載形式を除き同一である。
4	2	〃
5	1	請求項5は、国際段階の請求項1にAという構成を付加したものである。

【物件名】 引用非特許文献1

【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

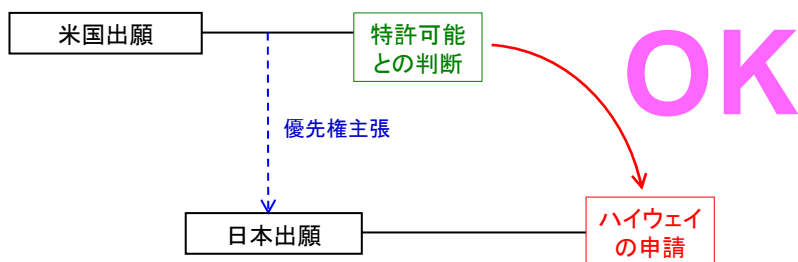
【内容】

当該文献の写しを添付してください。

書面で手続をされた場合には、審査着手までの期間が比較的長くなる場合が多いことにご留意願います。

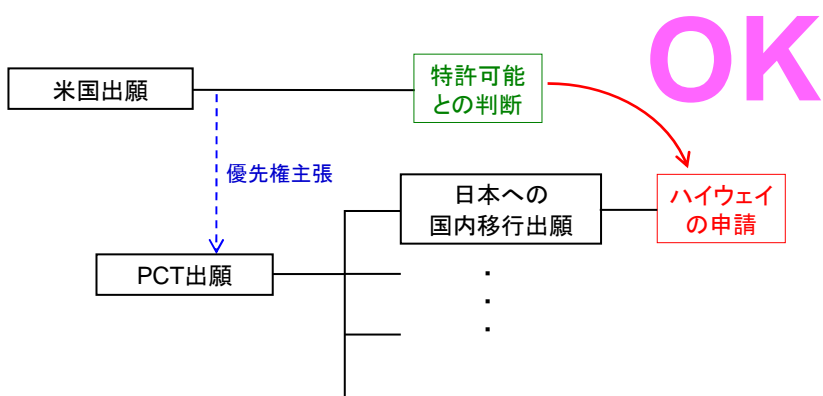
A

(Case I)
- パリルート -

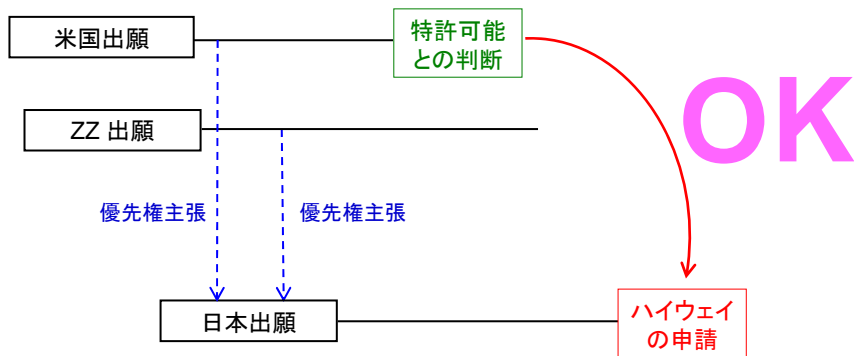


B

(Case I)
- PCTルート -

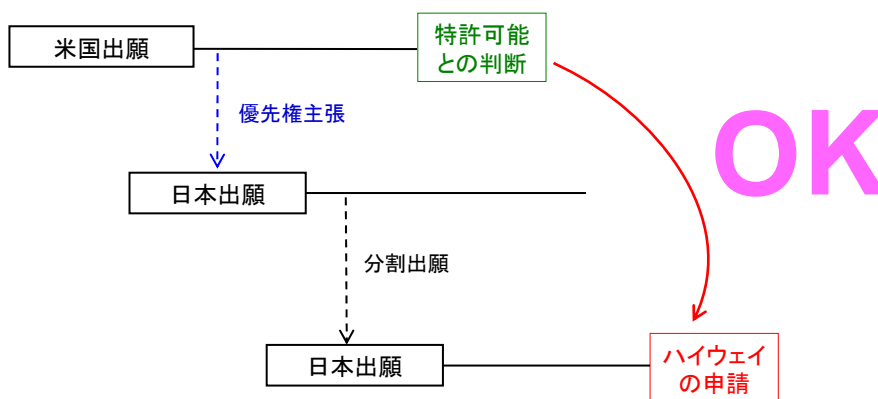


C (Case 1)
 - パリルート: 複数の出願に基づく優先権主張 -



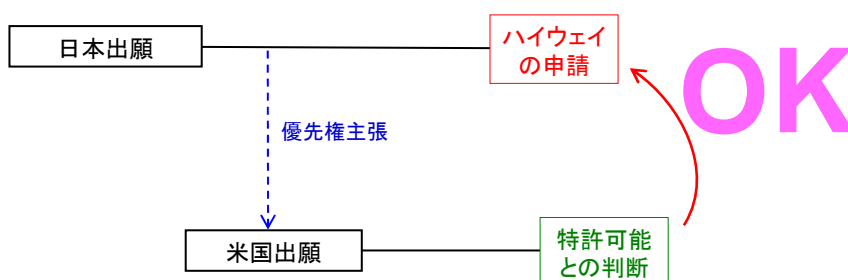
ZZ: 任意の序

D (Case 1)
 - パリルート: 分割出願 -



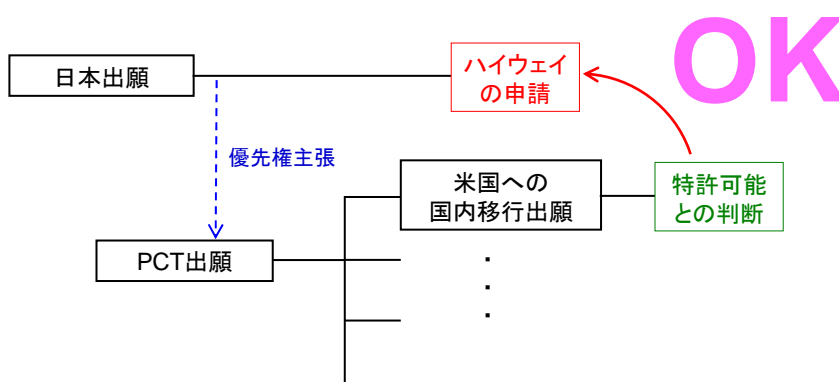
E

(Case II)
- パリルート -

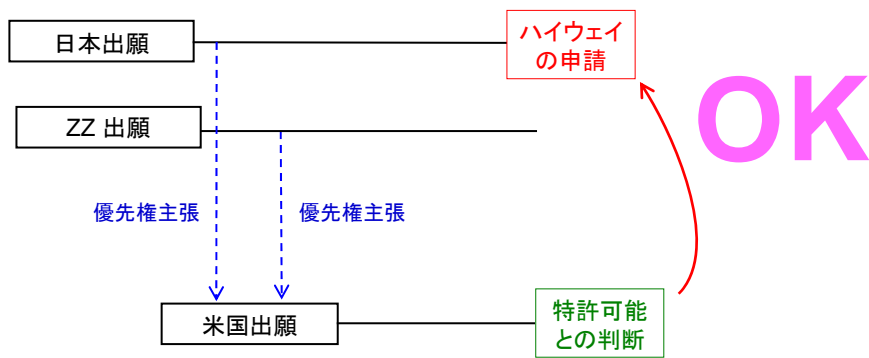


F

(Case II)
- PCTルート -

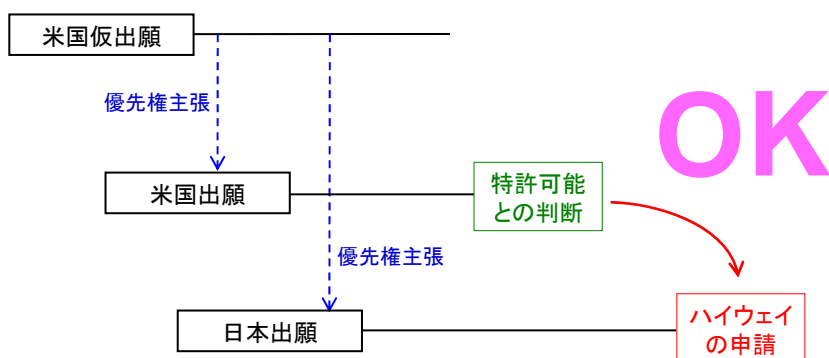


G (Case II)
 - パリルート：複数の出願に基づく優先権主張 -



ZZ：任意の庁

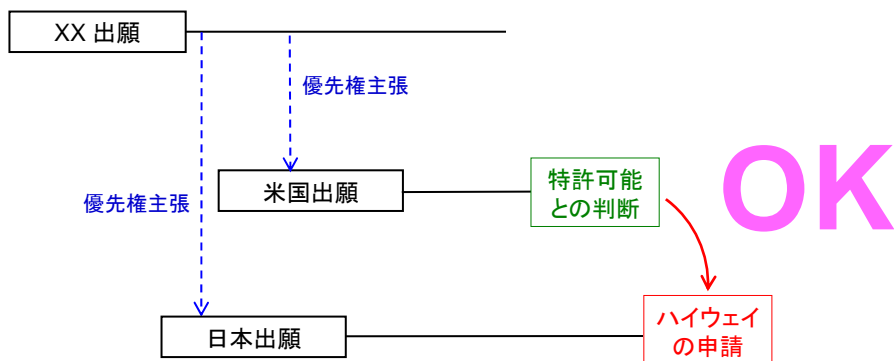
H (Case III)
 - パリルート：仮出願 -



I

(Case III)

- パリルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -

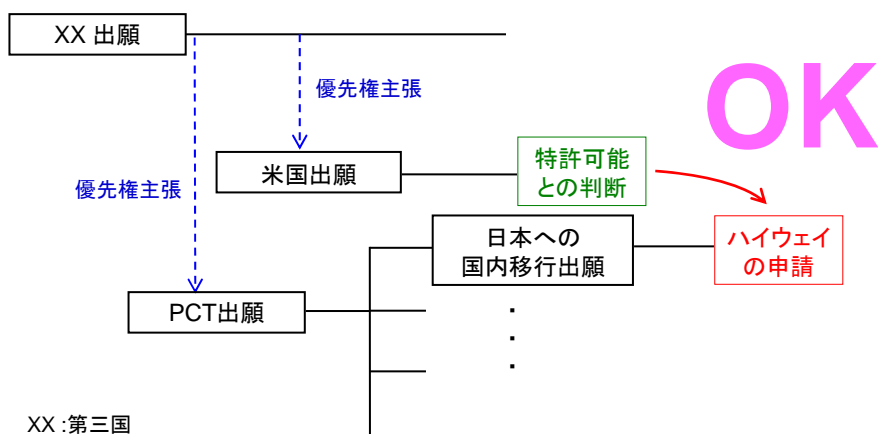


XX: 第三国

J

(Case III)

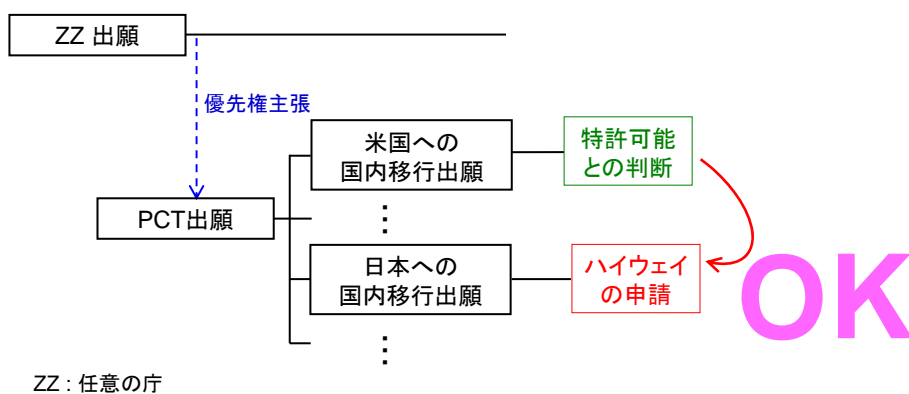
- PCTルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -



XX: 第三国

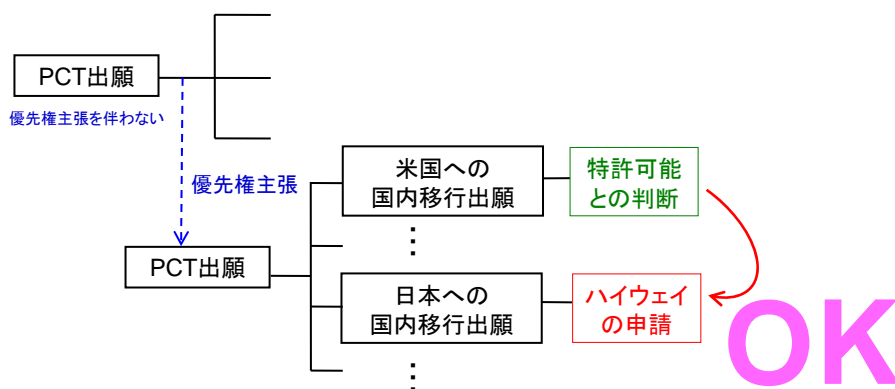
K

(Case III)
- PCTルート -



L

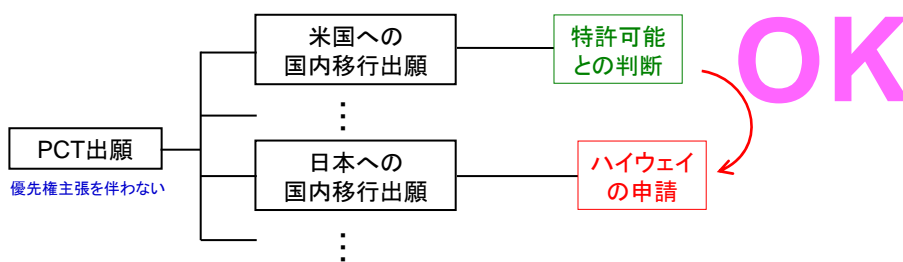
(Case III)
- PCTルート: ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



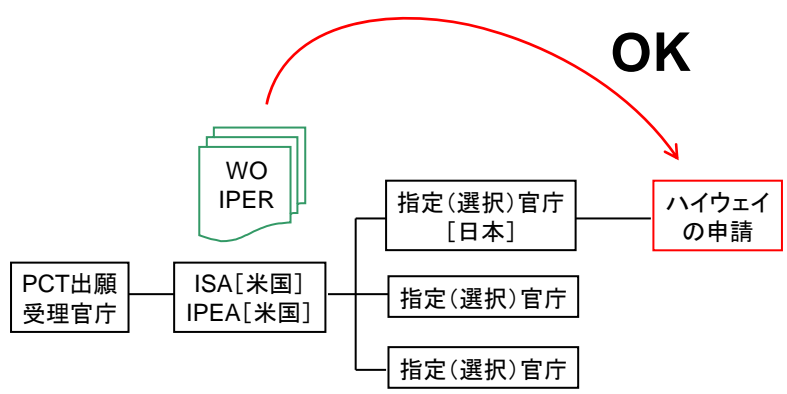
M

(Case IV)

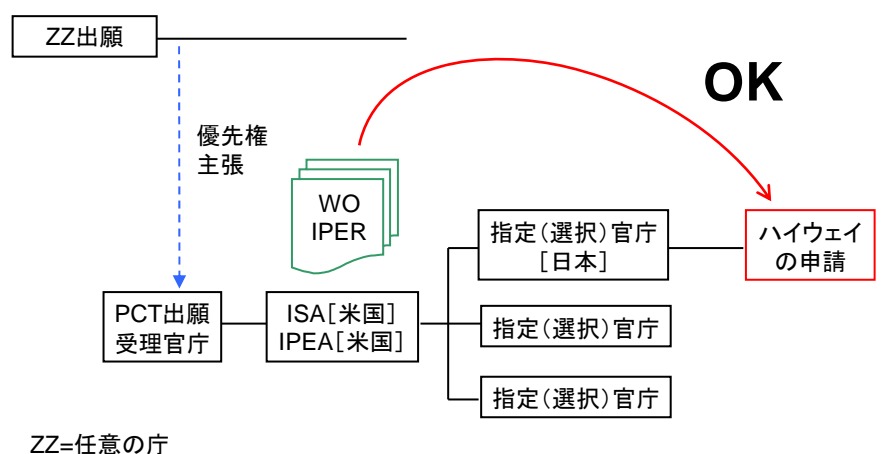
-優先権主張を伴わないPCT出願(ダイレクトPCT)-



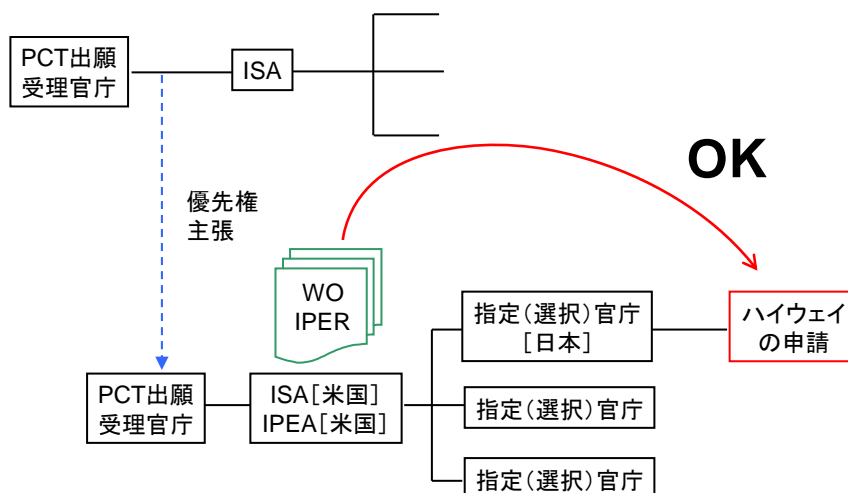
(A) 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。



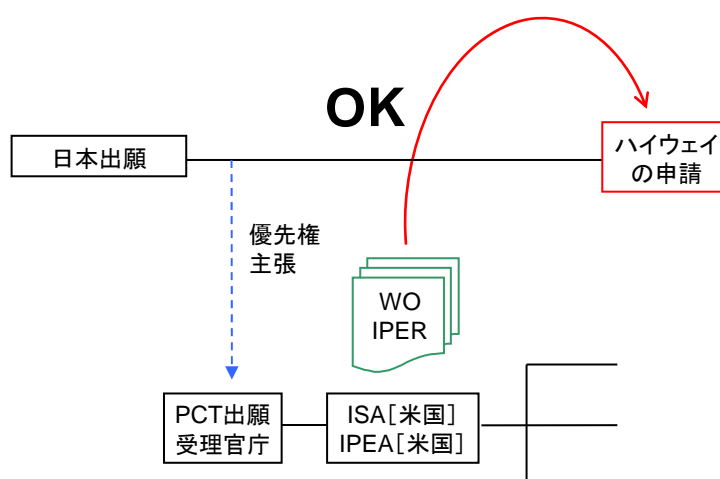
(A') 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。
 (「対応する国際出願」が国内出願を基礎として優先権を主張している場合)



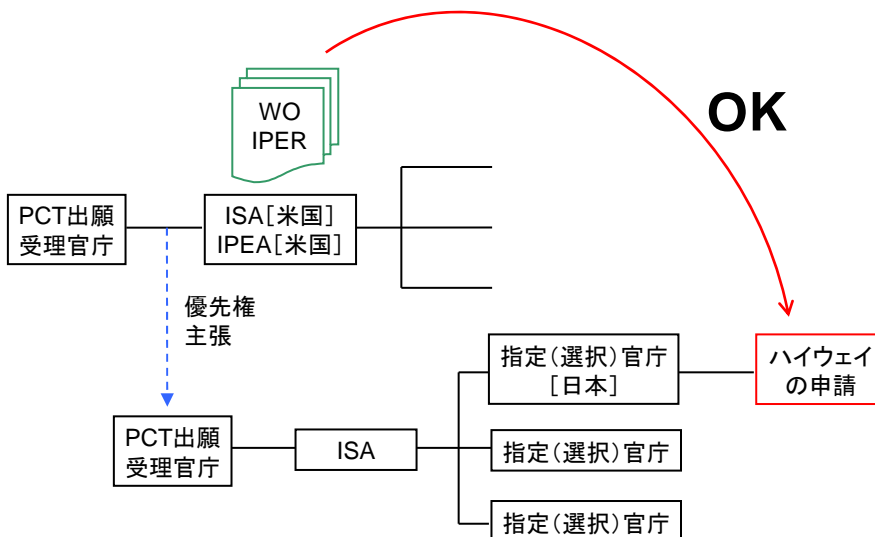
(A') 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。
 (「対応する国際出願」が国際出願を基礎として優先権を主張している場合)



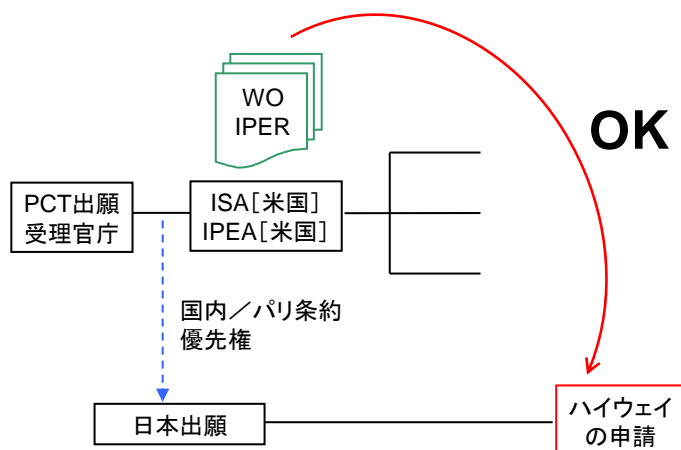
(B) 当該出願は「対応する国際出願」のパリ条約優先権主張の基礎となっている。



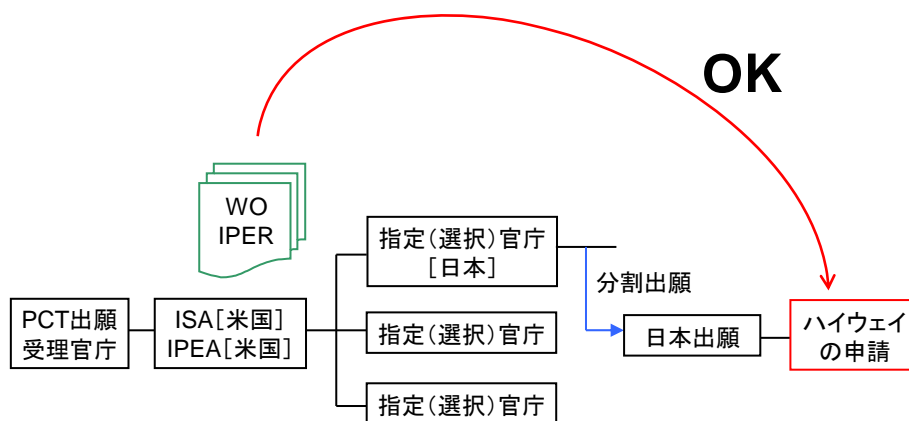
(C) 当該出願は「対応する国際出願」をパリ条約優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。



(D) 当該出願は国内出願であり、「対応する国際出願」を国内優先権／パリ条約優先権主張の基礎とする。



(E1) 類型(A)に該当する出願の分割出願である。



(E2) 類型(B)に該当する出願を基礎として国内優先権を主張する出願である。

